

公共随契による貸付結果一覧表(令和6年6月契約分)

整理番号	所在地	現況地目	面積 (平方メートル)	契約年月日	年額貸付料 (円)	契約期間	契約相手方	法人番号	用途	減額貸付の有無	定期借地権の設定の有無	価格形成上の減価要因	備考
2	高知県吾川郡いの町越裏門 休場ヶ谷山国有林256林班い小班、ち小班	山林	1,557	令和6年6月3日	0	自 令和6年6月3日 至 令和10年9月30日	いの町	9000020393860	林道敷	—	—	—	無償貸付
3	徳島県那賀郡那賀町木頭助字東蟬谷 東蟬谷国有林111林班い、ろ小班	保安林	911	令和6年6月25日	0	自 令和6年6月25日 至 令和7年9月30日	徳島県南部総合県民局長	4000020360007	林道用地(岩倉蟬谷線)	—	—	—	無償貸付

1. 本一覧表は、公共随契により貸付けをした物件について一件別に記載しております。
2. 減額貸付の有無は、法令の規定に基づき減額貸付けを行った場合に「○」を記載しております。
3. 年額貸付料について、貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料を記載しております。
4. 定期借地権の設定の有無について、定期借地権(借地借家法(平成3年法律第90号)第22条に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。)を設定している場合に「○」を記載しております。
5. 価格形成上の減価要因は、以下に掲げる場合に要因を記載しております。なお、複数の減価要因がある場合には、主たる要因を記載しております。
 - ・予定価格の算定に当たり、建物解体撤去を減価要因とした場合
 - ・予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵を減価要因とした場合
6. 用途地域名については次のとおり省略しています。

第一種低層住居専用地域……一様低層	第一種住宅地域……一様住居	商業地域……商業	用途地域の指定がないもの……指定なし
第二種低層住居専用地域……二様低層	第二種住宅地域……二様住居	準工業地域……準工業	
第一種中高層住居専用地域……一様中高	準住居地域……準住居	工業地域……工業	
第二種中高層住居専用地域……二様中高	近隣商業地域……近隣商業	工業専用地域……工業専用	

(注)1 用途を宅地として貸付けた物件については、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率を備考欄に記載すること。
 2 用途を宅地として貸付けない場合にあっては、第6項を削除して使用すること。